

参議院外務委員会會議録第十五号

昭和三十一年四月十四日(火曜日)
午前十時三十一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 黒川 武雄君
理事 井上 清一君
草葉 隆園君
佐多 忠隆君

委員

青柳 秀夫君
木内 四郎君
杉原 荒太君
山本 利壽君
羽生 三七君
森 元治郎君
二宮 文造君
曾祿 益君
佐藤 尚武君

政府委員

警察庁交通局長 高橋 幹夫君
外務省次官 毛利 松平君
外務省国際連合局長 齋藤 鎮男君
大蔵省関税局長 佐々木庸一君
事務局側

説明員

警察庁交通局長 宮崎 清文君
交通企画課長 徳久 茂君
外務省条約局長 茂君
国際協定課長 茂君
外務省国際連合局外務参事官 力石健次郎君
大蔵省関税局総務課長 上林 英男君

運輸省自動車局参事官 増川 遼三君

本日の會議に付した案件
○道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出)
○自家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○委員長(黒川武雄君) それでは外務委員会を開会いたします。
本日は、まず道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件及び自家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件を一括して議題といたします。
前回に引き続き質疑を続行いたします。

ただいま政府側からは、外務省当局のほか、運輸省自動車局参事官、警察庁交通局長、大蔵省関税局総務課長が出席しております。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○説明員(力石健次郎君) この前、佐多委員から御質問のありました、一時通関条約の最初の十五の批准国の名前につきまして、その後調べましたところの結果を御報告いたしたいと思っております。それらの国は、ベルギー、カナダ、デンマーク、セイロン、ペトナム、英国、オーストリア、スイス、アメリカ合衆国、ルクセンブルグ、アラブ連合、スエーデン、メキシコ、イスラエル、ドイツ、これらが最初に批准いたしました十五カ国でございます。

て、ただいま申し上げましたのは批准の寄託のあった順に申し上げたわけでございます。したがって、ドイツの批准書の寄託によりまして一時通関条約は効力を発生したわけであります。
○井上清一君 今度の両条約の加入によりまして自動車の一時輸入が簡単にできることになるわけでございますが、どうも今度のオリンピックあたりにはだいたい取りきめによって相当観光客で自家用自動車を持ってくる人がずいぶんあるだろうと思つて、外人のドライバーがこの非常な交通のふくそうしている東京で、よほど日本の交通事情になれていないと、いろいろ問題が起るのじゃないかと予想されるわけです。それで、現在の交通標識は、これは世界共通のものを採用されていると思うのですけれども、どうも日本の交通標識の数が少し足りないのじゃないか。もっと十分ひとつ交通標識を見やすいように、そしてまた数をふやしてやらないと、事故がでるおそれがあるのじゃないかというところを非常に懸念するわけです。こういう点が第一点。

それからもう一つ、自動車の損害賠償保険ですね。これの關係は一体どういふことになるのか。通関するときに強制的に加入させるのかどうかというような問題を御説明を願いたいと思つます。
○政府委員(高橋幹夫君) 第一問のほうは私どもの交通局の所管でございます。第二問は運輸省の關係でございます。

すので、第一問についてお答え申し上げます。

確かに御指摘のとおり、国際運転免許証を携帯いたしまして本邦に上陸をいたして、この東京都内あるいは日本各地を運転する場合における交通事故防止対策、あるいは日本の交通事情に通ずるということについては、非常に問題があるかと思つております。そこで私どももいたしましては、できるだけ事前のPRと申しますか、東京におけるところの事前の交通事情の状況を紹介をする。あるいは交通の法規がどういふふうになっているかということ、現在オリンピック組織委員会等と連絡をいたしまして、交通ガイド・ブックというふうなものを近くつくり上げて、これを外国から日本に参るドライバーに普及徹底をするという考え方を持っております。なお、その他国内の国際団体に所屬しておりますJAF等とも密接な連絡をとりまして、先ほど御指摘の外国のドライバーに対するいろいろな啓蒙なりあるいは指導、こういうふうなものについては徹底を期したい、こう考えております。

もう一つ、道路標識の問題でございますが、これは国際的なものに先般改正をいたしまして、現在鋭意立てかえをしているところでございますが、御承知のとおり、東京都内は現在オリンピックの関連道路工事をやっております関係上、いますぐにも現在の場所を立てかえるというわけにまいりませんので、オリンピック関連道路が完成をすることに関連をいたしまして、立てかえあるいは道路標識を見やすくするといふような点について努力をいたしたい、また、そういう計画で現在警察庁その他各都道府県を督促をいたしておるといふ次第でございます。

○井上清一君 いまの交通標識の問題ですが、東京都内はわりあい整備されているように思ふのですが、ところが、地方ではまだまだ不十分な点がたくさんある。まあ高速道路とかなんとかありあいてきておりますが、ちょっと横へ入ると、もう交通標識が非常に不完全ですから、こういう点でもっとこの秋を目ざして特に國のあらゆる方面に十分ひとつ徹底的におやり願ふことを私は希望したいと思つます。

○政府委員(高橋幹夫君) ただいまの御指摘の点は、本年度予算の内容を繰り上げて施行して、いろいろな点でできるだけ極力手を尽す、あるいは建設省の道路局で案内標識と警戒標識につきましては新たに地方道に対する補助が約六億円入っておりますので、これにつきましても、先般来道路局と連絡をいたしまして、いま御指摘のような点を優先して、警戒標識あるいは案内標識等の整備につとめたい、こう考えております。

○説明員(増川遼三君) 自動車損害賠償保険の強制制度につきましては、外国から入りました自動車につきましてもこれをそのまま適用いたすことになつております。したがって、国内の車と同様に保険会社のはうへ保険

をかけていただきます。その際に国内車と違ひます点は、国内車につきましては、検査の際に保険に入ること、強制されております。これに基づき、呈示を求めております。これに基づき、また検査標識を交付いたして、これを自動車の前部ガラスに表示して、これを、この制度がとれなくなり、また、かわりまして、保険に加入した際に保険標識を保険会社のほうから交付いたしまして、これを貼付いたしまして、保険に入っていることを確認し得る制度をとることにいたして、おります。この新しい制度につきましては、車両関係の特例法によりまして定めておる次第でございます。

○井上清一君 これは通関と同時に、通関のときにやるわけですか。あとで何か許可証を交付するときにやるわけですか。

○説明員(増川達三君) これは入国の際にJAFの団体を使いまして、ここが保険会社の代理店業務をやる仕組みにするつもりでございます。その際に同時にやるものと考えております。○井上清一君 やるものと考えておるじゃないと、それをきちんとやらせない、旅行者はそんなに金を持っておるわけじゃない、いろいろと問題が起きるだらうと思うのです。そういうことをきちんとやっておかないといけません。いいじゃないですか。

○説明員(増川達三君) この点につきましては、JAFにこの代理店業務をやらせておきまして、この条約加入と同時に業務を開始し得るというふうな準備をいたしております。また、その点につきましては、関係の加盟各国に對しまして宣伝等の方法は講ずる考えてございます。

○井上清一君 いや、いまの答弁じゃちょっと私には不徹底だと思ふのです。許可をするときに、あるいは税関を通すときに、きちんと強制的に加入させなければ意味がないと思うのです。ただ、会社と打ち合せて、会社なり協会なりがやるだらうというふうなことが、私はどうも徹底を欠くのではないか、いだらうかと思うのですが、いかがですか。

○説明員(増川達三君) この点につきましては、大蔵省の関税当局ともお打ち合わせをいたして、通関の際に、同時にJAFのほうに出頭することになりますので、その際に必ず保険に加入することを強制する考えでございます。

○羽生三三君 従来自動車に関連して、国際法と国内法の関係で何かトラブルがあったような事例はありますか。私は国内法のほうをまだ勉強しておりますが、いわゆる共通する国際条約で定められた問題と国内法との規定の関連で何かトラブルがあったことはいかどうか。そんなことは全然ないかどうか。

○説明員(力石健次郎君) 私が存じておる限りでは、ございません。○會務委員 同僚委員からもいろいろ御質問があったようだけれども、問題は、ちょうど日本が乗用車の自由化を前にして、ヨーロッパあたりでは大団体の一時輸入を簡易化するような慣習というものは確立しておるのですけれども、日本としては、むしろ非常に新しいやり方なんだけれど、したがって、大団体の一時輸入という方法だろ、と思いたくも、そこにはいろいろと、この自由化の前には一時輸入という形が外車にとり入ってくるという形ではないのか。いろいろの心配があるのは私は当然だろ、と思う。したがって、私も若干御質問したいのですが、いま井上委員から御質問があったと思いますが、私も、あるいは重複するかもしれませんが、大体外国人が自動車を持ってきて輸入を簡易化する手続としてはどういうことが必要なんですか。第一その人みずからその外国の自動車協会とか、あるいは何か旅行協会みたいなものに入っていないければならない。その各国の団体が、国際的に認められたやはり自動車協会なり旅行協会から公に認められた団体でなければいかぬわけでしょう。そういう人が何かそういう団体の証明書を持って日本に税関に来れば、直ちに簡易手続をすることになっているのですか。そこら辺のことからもう一べんひとつ教えてもらいたいのです。

○説明員(力石健次郎君) ただいまお尋ねがございましたとおりでございます。尋ねがございましたとおりでございます。国際的に認められております。国際観光協会なり国際自動車連盟というものがございまして、これが一つは本部があり、一つはジュネーブに本部があるわけでありまして、○會務委員 国際観光協会……○説明員(力石健次郎君) さようでございまして、○會務委員 それは何というのですか、英語でもフランス語でも略字で、○説明員(力石健次郎君) A I Tでございます。

しいやり方なんだけれど、したがって、大団体の一時輸入という方法だろ、と思いたくも、そこにはいろいろと、この自由化の前には一時輸入という形が外車にとり入ってくるという形ではないのか。いろいろの心配があるのは私は当然だろ、と思う。したがって、私も若干御質問したいのですが、いま井上委員から御質問があったと思いますが、私も、あるいは重複するかもしれませんが、大体外国人が自動車を持ってきて輸入を簡易化する手続としてはどういうことが必要なんですか。第一その人みずからその外国の自動車協会とか、あるいは何か旅行協会みたいなものに入っていないければならない。その各国の団体が、国際的に認められたやはり自動車協会なり旅行協会から公に認められた団体でなければいかぬわけでしょう。そういう人が何かそういう団体の証明書を持って日本に税関に来れば、直ちに簡易手続をすることになっているのですか。そこら辺のことからもう一べんひとつ教えてもらいたいのです。

○説明員(力石健次郎君) ただいまお尋ねがございましたとおりでございます。尋ねがございましたとおりでございます。国際的に認められております。国際観光協会なり国際自動車連盟というものがございまして、これが一つは本部があり、一つはジュネーブに本部があるわけでありまして、○會務委員 国際観光協会……○説明員(力石健次郎君) さようでございまして、○會務委員 それは何というのですか、英語でもフランス語でも略字で、○説明員(力石健次郎君) A I Tでございます。

しいやり方なんだけれど、したがって、大団体の一時輸入という方法だろ、と思いたくも、そこにはいろいろと、この自由化の前には一時輸入という形が外車にとり入ってくるという形ではないのか。いろいろの心配があるのは私は当然だろ、と思う。したがって、私も若干御質問したいのですが、いま井上委員から御質問があったと思いますが、私も、あるいは重複するかもしれませんが、大体外国人が自動車を持ってきて輸入を簡易化する手続としてはどういうことが必要なんですか。第一その人みずからその外国の自動車協会とか、あるいは何か旅行協会みたいなものに入っていないければならない。その各国の団体が、国際的に認められたやはり自動車協会なり旅行協会から公に認められた団体でなければいかぬわけでしょう。そういう人が何かそういう団体の証明書を持って日本に税関に来れば、直ちに簡易手続をすることになっているのですか。そこら辺のことからもう一べんひとつ教えてもらいたいのです。

○説明員(力石健次郎君) ただいまお尋ねがございましたとおりでございます。尋ねがございましたとおりでございます。国際的に認められております。国際観光協会なり国際自動車連盟というものがございまして、これが一つは本部があり、一つはジュネーブに本部があるわけでありまして、○會務委員 国際観光協会……○説明員(力石健次郎君) さようでございまして、○會務委員 それは何というのですか、英語でもフランス語でも略字で、○説明員(力石健次郎君) A I Tでございます。

しいやり方なんだけれど、したがって、大団体の一時輸入という方法だろ、と思いたくも、そこにはいろいろと、この自由化の前には一時輸入という形が外車にとり入ってくるという形ではないのか。いろいろの心配があるのは私は当然だろ、と思う。したがって、私も若干御質問したいのですが、いま井上委員から御質問があったと思いますが、私も、あるいは重複するかもしれませんが、大体外国人が自動車を持ってきて輸入を簡易化する手続としてはどういうことが必要なんですか。第一その人みずからその外国の自動車協会とか、あるいは何か旅行協会みたいなものに入っていないければならない。その各国の団体が、国際的に認められたやはり自動車協会なり旅行協会から公に認められた団体でなければいかぬわけでしょう。そういう人が何かそういう団体の証明書を持って日本に税関に来れば、直ちに簡易手続をすることになっているのですか。そこら辺のことからもう一べんひとつ教えてもらいたいのです。

○説明員(力石健次郎君) ただいまお尋ねがございましたとおりでございます。尋ねがございましたとおりでございます。国際的に認められております。国際観光協会なり国際自動車連盟というものがございまして、これが一つは本部があり、一つはジュネーブに本部があるわけでありまして、○會務委員 国際観光協会……○説明員(力石健次郎君) さようでございまして、○會務委員 それは何というのですか、英語でもフランス語でも略字で、○説明員(力石健次郎君) A I Tでございます。

しいやり方なんだけれど、したがって、大団体の一時輸入という方法だろ、と思いたくも、そこにはいろいろと、この自由化の前には一時輸入という形が外車にとり入ってくるという形ではないのか。いろいろの心配があるのは私は当然だろ、と思う。したがって、私も若干御質問したいのですが、いま井上委員から御質問があったと思いますが、私も、あるいは重複するかもしれませんが、大体外国人が自動車を持ってきて輸入を簡易化する手続としてはどういうことが必要なんですか。第一その人みずからその外国の自動車協会とか、あるいは何か旅行協会みたいなものに入っていないければならない。その各国の団体が、国際的に認められたやはり自動車協会なり旅行協会から公に認められた団体でなければいかぬわけでしょう。そういう人が何かそういう団体の証明書を持って日本に税関に来れば、直ちに簡易手続をすることになっているのですか。そこら辺のことからもう一べんひとつ教えてもらいたいのです。

○説明員(力石健次郎君) ただいまお尋ねがございましたとおりでございます。尋ねがございましたとおりでございます。国際的に認められております。国際観光協会なり国際自動車連盟というものがございまして、これが一つは本部があり、一つはジュネーブに本部があるわけでありまして、○會務委員 国際観光協会……○説明員(力石健次郎君) さようでございまして、○會務委員 それは何というのですか、英語でもフランス語でも略字で、○説明員(力石健次郎君) A I Tでございます。

しいやり方なんだけれど、したがって、大団体の一時輸入という方法だろ、と思いたくも、そこにはいろいろと、この自由化の前には一時輸入という形が外車にとり入ってくるという形ではないのか。いろいろの心配があるのは私は当然だろ、と思う。したがって、私も若干御質問したいのですが、いま井上委員から御質問があったと思いますが、私も、あるいは重複するかもしれませんが、大体外国人が自動車を持ってきて輸入を簡易化する手続としてはどういうことが必要なんですか。第一その人みずからその外国の自動車協会とか、あるいは何か旅行協会みたいなものに入っていないければならない。その各国の団体が、国際的に認められたやはり自動車協会なり旅行協会から公に認められた団体でなければいかぬわけでしょう。そういう人が何かそういう団体の証明書を持って日本に税関に来れば、直ちに簡易手続をすることになっているのですか。そこら辺のことからもう一べんひとつ教えてもらいたいのです。

す。○會務委員 アリアンス・アンテルナショナル・デュ・ツーリスムですね。それからもう一つは、○説明員(力石健次郎君) F I Aです。フエデラシオン・アンテルナショナル・ド・ロトモビル。○會務委員 それで……○説明員(力石健次郎君) この二つの団体のいずれかにその国の自動車連盟が加盟をいたしまして、加盟国の自動車の連盟がそれぞれ加盟しておるわけでございます。そこで、たとえばフランス人が日本に自動車を持っていきたいという場合には、そのフランス人は自分の国の自動車連盟に出頭いたしまして、そこで国際通関手帳というものをもらって、それを携えてまいります。そして、それを携えてまいります。日本に参りました場合に直ちに通関ができるということになるわけでございます。

○會務委員 そうすると、通関手帳——いわゆるカルネというものは、日本に参る場合ですね、それぞれの外国人が。その当該国のフランス人ならフランス人の入っている自動車ないしは旅行団体の発給したもの、それを全部そのまゝ日本に承認することになるのです。カルネというものは、日本のそれに対応した当該団体が出すものでなくて、本人が向こうで出したものを、本人が向こうで出したものを、税関当局が認めるということになるのですか、どうなんですか。

○説明員(徳久茂君) 御質問の点でございますが、カルネは日本の自動車連盟が発給するということであって、フランスから携帯して入ります。

てまいります。車についておるカルネは、フランスの自動車連盟が交付するカルネでございます。で、日本の自動車連盟とフランスの自動車連盟とは、同じ国際団体に加入しているわけでございます。実際に入ってまいります。車についてまいります。通関手帳は、フランスの自動車協会が手交するカルネでございます。で、そのカルネの中に、この車は一年以内に必ず再輸出するということを本人が誓約いたしまして、それから入ってまいります。国の国内法に従う、それから入ります。国に住所を有しないということを本人がそこに誓約しているわけでございます。

○會務委員 そうすると、日本において認めるのは、その外国人の当該国の観光団体、旅行団体が発給して、その団体が、国際的に認められた団体に入っている限りは、そのカルネを無条件に日本が認める。日本においては、その手帳がそのまま通用するのですか。それとも、それを見て日本の関係団体が日本製の手帳を出すのか、どちらなんですか。

○説明員(徳久茂君) そのカルネの呈示がございまして、一時免税輸入を認めるわけでございます。○會務委員 そうすると、それじゃ、この条約のついているのは、相互主義でしようから、逆に日本のカルネを発行——日本人が外国に自家用車を一時輸入するために、日本の団体でカルネを発行することのできる団体は、どの法律によって、だれがなるわけですか。

○説明員(徳久茂君) それは、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の

てまいります。車についておるカルネは、フランスの自動車連盟が交付するカルネでございます。で、日本の自動車連盟とフランスの自動車連盟とは、同じ国際団体に加入しているわけでございます。実際に入ってまいります。車についてまいります。通関手帳は、フランスの自動車協会が手交するカルネでございます。で、そのカルネの中に、この車は一年以内に必ず再輸出するということを本人が誓約いたしまして、それから入ってまいります。国の国内法に従う、それから入ります。国に住所を有しないということを本人がそこに誓約しているわけでございます。

○會務委員 そうすると、日本において認めるのは、その外国人の当該国の観光団体、旅行団体が発給して、その団体が、国際的に認められた団体に入っている限りは、そのカルネを無条件に日本が認める。日本においては、その手帳がそのまま通用するのですか。それとも、それを見て日本の関係団体が日本製の手帳を出すのか、どちらなんですか。

実施に伴う関税法等の特例に関する法律案というのを現在大蔵省関係で御提出申し上げております。それによりまして、大蔵大臣がそういうキヤルネを発給する権限を与えることができるというところになっていくわけでございます。現在、この見通しでは、すでに日本に設立されております日本自動車連盟というものがキヤルネの発給を認められる見通しになっております。

○會務益君 そうすると、各国は一体ということになりますか、それとも、数団体の場合があるんですか、どうですか。

○説明員(徳久茂君) 一団体という限定はございません。

○會務益君 そうすると、日本でもまだ競願しているのがあるんじゃないですか。その点はどうか。

○説明員(徳久茂君) 現在、まだこの特例法は御承認を得ておりませんので、現在、申請を出し得る段階にはまだないわけでございます。

○會務益君 そんなことはわかっていて、それは形式論で、実際日本にそういう団体は単一じゃないと思う。複数だと思ふ。そういう場合にはどうなるのかという事です。申請があれば認めるんですか、複数でも。

○説明員(徳久茂君) 現在、国際自動車連盟あるいは国際観光協会に加入している自動車団体といたしましては、日本自動車連盟、いわゆるJAFと承知しております。

○會務益君 ただ、観光方面からいって、必ずしも単一じゃないんじゃないですか。その点はどうか。

○説明員(徳久茂君) たとえば自動車関係の団体でなくとも、観光団体として

て国際団体に加入しているものが将来できてまいりますれば、それから、主管庁の大蔵省当局として十分な保証を行ない得るという条件になつていく団体がございますれば、そういう団体に對してキヤルネの発給を認めるということも可能かと思ふのであります。

○會務益君 そこで、外国の団体が発給するカルネというのは、大体日本語では書いてないと思う。そうすると、一体そういうものを持つてくる外国人の、何といいますか、運転者ですか、自家運転者、たとえば一斉取り締まりのときなんかにはそれを見る。一体何語で書いてあるのですか。英語とフランス語で書いてあるのですか。

○説明員(徳久茂君) この国際通関手帳は、そもそも通関の際にその通関手帳の表示がございまして、一時免税輸入を認めるという性質の税関書類でございます。通常その書類を携帯して日本を走っているという際に、直接必要になる類のものではないわけでございます。で、キヤルネ自体はフランス語で書くというところになっておりますが、現在の条約の附属書に日本語についているわけでございますが、この約文を関係の向きに十分周知させておきますれば支障はないものと考えております。

○會務益君 それはまあ通関のときには、税関の人ですから、もちろんフランス語も読めるだろうし、それはいいと思ひます。だから、そうすると、日本の国内で、たとえば一斉検査なんかのときにはどうするのですか。まあ運転免状のほうは、これは別ですけれどもね。第一、ナンバーが、これは外国ナンバーになつていられるだろうし、そう

いう車が一年をオーバーしてないとか、あるいは転売された形跡はないというところを、どうして取り締まり当局がはつきり調べるのができるのですか。だから、キヤルネとは別に、臨時に何か、日本においてこれは合法的に輸入されておるものである、その条件はしかしかくかくというふうなものをは、日本の運輸省なり、むしろこれは運輸省だろうと思ひけれども、警察なり、あるいは通関の関係だから大蔵当局なりが、日本の官憲が取り締まるにわかちかような書類を渡しておるのかどうかということをお願いしておるわけですか。

○説明員(徳久茂君) 通関いたしましたして、一年を経過したものにございまして、これは通関時に税関当局が通関手帳をチェックいたしまして、これは一年経過後ですでに出国したかどうかというところは確認できるわけでございます。それから一年間の間につきましては、先ほど保険について御説明がございまして、先ほど保険にございまして入つておりましたように、保険にこれは入つておるといふ標識を、標章をフロント・ガラスに張つておるわけでございます。その保険の期間というの是一年間に限られるというふうな考へておりますので、そこで識別がつかますし、それから、この条約に基づいて入つてきております車は、外国のプレートをつけて走つておるわけでございます。それういたしまして、それが普通の一般車との区別がむしろつけやすいわけでございます。

○會務益君 外見的に、日本の車でないことはすぐわかるのです。ただ、つまり問題は、一年をオーバーしたかどうか、外見的には何か保険のマーク

なりナンバーを書いてある、それであるというわけですか。

書を一々持つていないと、その人がえらいトラブルに巻き込まれるのですか、どうなんですか。

○説明員(徳久茂君) さようでござい

○説明員(徳久茂君) 本来これは、たとえ正当な使用者の配偶者がやるとか、あるいは一緒に入つてまいりました運転手が運転するというふうな場合には、これは第三者ではありましても、当然認めるべき筋合いのものではないかと思ひます。が、たとえばそれを居住者に使わせるとか、居住者が運転しているというところは、これはこの条約の利益を不当に乱用することになりますので、そういうものが見つかりました場合には、これはこの条約上の利益を与えない。つまり関税をすぐその場で取つてしまふということができますわけでありまして。

○會務益君 どうして、もちろんつくのですか。必ずしも本人がドライブしていない場合だってあり得るじゃないですか。

○會務益君 そうすると、それは實際上、その自動車のオーナーみたいな人がやらない場合には、取り締まりで摘発されたような場合には、さつそく違反行為として取り扱うことができる、こういうことになつていくわけですか。

○説明員(徳久茂君) この条約の利益を得まして、一時免税輸入を認められ使用している車というものは、ほんとうに本人が本来使用すべき車でござい

○會務益君 そうすると、かりにAなる人間が持つて来たのを、友人の同国人なり日本人の友人がたまたまドライブして一斉検査でつかまつたら、何か一時借りておつたという証明

○説明員(徳久茂君) この条約上の利益は与えないということでござい

○會務益君 そういふ場合に、さつそく日本としては、今度は日本のJAFです。日本自動車連盟が本人にかつて関税を払ふなり罰金を払ふなりすると、こういうことになるわけですか。

○説明員(徳久茂君) 関税当局は本人から取ることも可能でございますし、本人が支払いを何らかの形で拒否するといふ場合には、保証団体から取ることも可能でございます。

○會務益君 外見的に、日本の車でないことはすぐわかるのです。ただ、つまり問題は、一年をオーバーしたかどうか、外見的には何か保険のマーク

○説明員(徳久茂君) 関税当局は本人から取ることも可能でございますし、本人が支払いを何らかの形で拒否するといふ場合には、保証団体から取ることも可能でございます。

○會務益君 外見的に、日本の車でないことはすぐわかるのです。ただ、つまり問題は、一年をオーバーしたかどうか、外見的には何か保険のマーク

○説明員(徳久茂君) 関税当局は本人から取ることも可能でございますし、本人が支払いを何らかの形で拒否するといふ場合には、保証団体から取ることも可能でございます。

○會務委員 本人がつかまらないような場合には、大体今度の条約の趣旨といふものは、本人がかりにつかまらないとしても、日本の当該団体が代理で払うといふことを認めていくわけですか。

○説明員(徳久茂君) 日本の保証団体が一時的に支払うわけでございますけれども、これは同じ国際団体に加入しております。つまりその本人が持つてまいりましたキャナルを交付した外国の団体から取る、外国の団体はそれを本人に対して追徴すると、そういう仕組みになっているわけでありまして。

○會務委員 そうですね、最初に私が申し上げたような、まあ一年をオーバーした場合にも、第一少なくとも外見的にも保険の、何というか、しるしがつくついているので、一年オーバーすればすぐわかるから、乱用は、そういう面からいっても、外見的にも抑えられる。それから転売の場合、なかなか証拠困難だろうと思うけれども、日本人等が運搬しているような場合には、おかしいじゃないかといつて、そういう乱用はある程度防止できる。したがって、あまり心配するほど、一時輸入を簡便にしてやるために起こる外車のスマグラー——密輸的なことはたいてい起こらないといふふうに見えていいますか。そういうふうに通関当局も、現実にはそういう違反がある場合に摘発するのは第一線の警察官だと思ふ。あるいはそれを監督する運輸当局と関係する。当局側の考えはどうなのですか。

○政府委員(高橋幹夫君) ただいま御指摘のこの場合の違反の車の取り締まりの問題でございますが、こういう取り締まりの問題については、実際から

申し上げますと、警察的な取り締まりには、本来からいって、なじまないものであるものであります。国内的にも、運輸省関係の道路運送車両法とか、登録関係につきましても、現場で一斉検査した場合におきましても、その場で直ちにわかるということとは少ないわけでございますので、後刻事後捜査でこれを確かめるといふ警察的な取り締まりをやるといふことになるわけでございます。したがって、いまの御指摘のような場合におきましても、事後の捜査に支障を来さないような十分な証拠となり、あるいは十分な資料をそこで警察官が収集しておれば、事後の捜査に影響がない。なお、さらにこの種の関税関係、あるいは税法上の問題の違反につきましても、元来、当該行政官庁が十分その実態について把握をしておるわけでございまして、その種の違反について警察に通告があるとか、あるいはいろいろな連絡がある場合におきましても、警察、検察で連絡して、司法処分を付するということをやっておりますので、できるだけ大蔵、通産その他運輸等と密接な関連をつけて、取り締まりの適正を期したいといふふうには考えております。

○會務委員 これは取り締まり当局としては、なかなか頭痛の種だと思ふのです。一方においては、ヨーロッパあたりでは全くフリーに輸入しているものを、日本は初めてだから、あまり警察官が気がきかなくな過ぎて、日本人が運搬していたらすぐ取つかまえてやる。これは乱用のケースじゃなくて、むしろ権力乱用と見られる。何のためにオリンピックにこういうことをしたのかわからなくなる。日本の観光行政

の上から見てマイナスになる。かといつて、またあまりお人よし過ぎていかぬと思う。寛厳よろしきを得なければいかぬと思う。要するに、いまい方における心配は、せっかくオリンピックを契機として、まあヨーロッパ並みの観光ということもあって、自動車の自家用車の一時輸入は簡便にしてやろうというこの精神は生かさなければならぬ。同時に、日本の自動車、乗用車の自由化という一つの段階です。それから非常に、乱用に対するいろいろな心配があるわけですね。したがって、取り締まりについては相当自信がある、こういうお話なのかどうか、それを聞きたいわけですね。

○政府委員(高橋幹夫君) 本件ばかりでなく、国際運輸免許証の問題につきましても、今度は警察の取り締まりの問題になるわけでございます。そこで、ただいま御指摘のありましたところ、確かに国際的な関係を考慮し、さらには国内的ないわゆる法律の罰則の適用についての公平性を確保するという、この二つの問題のどこに調整点を求めるかというところは、ただいま御指摘のとおりであります。私どももいたしましては、関係方面とよく連絡をし、第一線の警察官を十分教育いたしまして、いまの国際運輸免許証の問題、さらには、ただいま御指摘のこの種の輸入に関する自動車を取り締まりについては、いまだ申し上げたような点について十分配慮して取り締まりの完了を期したい、こういうふうには考えております。

○會務委員 くだいようですけれども、一時輸入権を乱用されて、大きく利益を害するような心配はない、その

点は心得て十分に取らまると、こういうふうには考えていいのですか。

○政府委員(高橋幹夫君) 先ほど関係当局からお答えのとおり、私もそういうことでよろしいと思ひます。

○會務委員 この点も同僚委員から御質問あったのですけれども、この交通規則ですね、これはむしろ日本人の日本人的な独自性もなければいけないが、あまり日本の独自性ということでは、国際的に実はいかなるような標識があつても困るのですね。それらについてはむしろ十分に研究されていると思ひます。たとえば駐車禁止の標識ですね。まあ最近のやつは正式に、いまのオリンピックに向けてこれから行くといふのは、どういう標識か知りませんが、あれは古いやつですが、こういうふうに漢字で駐と書いてある。それで御丁寧に英語で下ノパーキングと書いてある。そんなめんどうなことをしないで、まずにPと書いておけばいい。日本人だってイロハと同じようにアルファベットを知らない人はいないのだ。むしろPにすればいい。まずにPといふのは大抵駐車禁止です。これが国際的な規則かどうかは知らないけれども、大体国際的に通用しているのじゃないか。それらについては相当神経のこまかい点を考慮されたのだと思うが、ちょっとやはり心配だから、国際規則と国内規則の調和の関係についてちょっと伺ひたい。

○政府委員(高橋幹夫君) いまの道路標識の問題につきましては、このオリンピックを前にして相当警察庁で研究をいたしまして、昨年法令の改正をいたしましたして国際的なものにきめたわけ

でございます。したがって、ただいまの駐車あるいはその他の道路標識は、すべて国際標識になつてついたのでございまして、その点の問題はないかと思ひますが、ただ、先ほども御質問があつたのでございまして、現段階におきましては、東京都内におきましても、あるいは全国各地におきましても、現在標識の立てかえをやっておる最中ではございます。特に東京都内におきましては、たいへんお目に触れることが多いと思ひますが、道路工事その他をやっておりますので、まだ完全に立てかえていないという面がございまして。そういう点で、できるだけオリンピック前までに、オリンピックの関連道路とか、あるいは外国人が特に多く通るであろうと思われるような道路を優先いたしまして、道路標識の立てかえなり、あるいは整備につとめたい、こういうふうに思ひます。

○佐藤尚武君 道路標識の問題についてお伺ひしたいのですが、すでに質問がありましてあるいは重複するかも知れませんが、道路交通に関する条約の第十七条を見ますと、その国、その国の道路標識はできるだけ統一するものといふふうには書いてございまして、これによりまして、日本は日本での標識に統一すればよろしいといふことになつております。国際的な道路標識といふものに規制されるという、何かそういう協定みたいなものがないものでございまして、その点を伺ひたいと思ひます。

○説明員(宮崎清文君) ただいまの御指摘の点でございますが、御指摘のよう

でございます。したがって、ただいまの駐車あるいはその他の道路標識は、すべて国際標識になつてついたのでございまして、その点の問題はないかと思ひますが、ただ、先ほども御質問があつたのでございまして、現段階におきましては、東京都内におきましても、あるいは全国各地におきましても、現在標識の立てかえをやっておる最中ではございます。特に東京都内におきましては、たいへんお目に触れることが多いと思ひますが、道路工事その他をやっておりますので、まだ完全に立てかえていないという面がございまして。そういう点で、できるだけオリンピック前までに、オリンピックの関連道路とか、あるいは外国人が特に多く通るであろうと思われるような道路を優先いたしまして、道路標識の立てかえなり、あるいは整備につとめたい、こういうふうに思ひます。

○佐藤尚武君 道路標識の問題についてお伺ひしたいのですが、すでに質問がありましてあるいは重複するかも知れませんが、道路交通に関する条約の第十七条を見ますと、その国、その国の道路標識はできるだけ統一するものといふふうには書いてございまして、これによりまして、日本は日本での標識に統一すればよろしいといふことになつております。国際的な道路標識といふものに規制されるという、何かそういう協定みたいなものがないものでございまして、その点を伺ひたいと思ひます。

○説明員(宮崎清文君) ただいまの御指摘の点でございますが、御指摘のよう

でございます。したがって、ただいまの駐車あるいはその他の道路標識は、すべて国際標識になつてついたのでございまして、その点の問題はないかと思ひますが、ただ、先ほども御質問があつたのでございまして、現段階におきましては、東京都内におきましても、あるいは全国各地におきましても、現在標識の立てかえをやっておる最中ではございます。特に東京都内におきましては、たいへんお目に触れることが多いと思ひますが、道路工事その他をやっておりますので、まだ完全に立てかえていないという面がございまして。そういう点で、できるだけオリンピック前までに、オリンピックの関連道路とか、あるいは外国人が特に多く通るであろうと思われるような道路を優先いたしまして、道路標識の立てかえなり、あるいは整備につとめたい、こういうふうに思ひます。

しては、それぞれその同において採用

ます。

されている方式の確一性を確保して採

○説明員(宮崎清文君) 道路交通標識

用すればよろしい。したがって、

ましては、法律の根拠に基づき

条約上は国際的に一定した標識を採用

したがって、わが国におきまして

することは必ずしも強固しておりませ

は、全国統一した標識を用いておりま

ん。ただ、これと別に、道路標識に関

す。その標識は、先ほど来御説明申し

する議定書が同時に定められておりま

上げておりますように、昨年の五月の

して、これによりまして、ヨーロッパ

改正によりまして、ほぼ議定書の内容

の主要各国は大体共通した標識を採用

に大体似たようなものを採用してあり

しております。ただ、この条約に加入

ます。

することを必ずしも条件としておりませ

○佐藤尚武君 この問題は、外国人の

ん。ただ、日本の場合は、先ほど局長

が申し上げましたように、昨年の改正

で、内容的にはこの議定書に定めま

たといはしますれば、重要な問題だと

す国際標識と同様な標識を採用して

思うのでありまして、道路標識が国内

おります。その点につきまして実態的に

で統一されていくというところはもちろ

はおおむね問題がない、かように考え

てありまして、

○佐藤尚武君 ちょっと私よく聞こえ

ませんでしたが、国際的には何という

規則があるのでございますか。

○説明員(宮崎清文君) 道路標識に関

する議定書でございます。これは先ほ

ど申し上げましたように、道路交通条

約に加入する場合にこの議定書にも加

入することを義務づけてはおりませ

ん。

○佐藤尚武君 そうしますと、内容

的には日本もいま国際的な規則に即応

したような標識が去年の改正によって

できている、こういうことでございま

すね。それならそれでけっこうなん

でございますけれども、各府県でも

めいめいかつてに自発的に何か道路標

識をこしらえて、そしてあつちこち

に立てるといふような、そういう不統

一なことは日本ではないのであります

か。その点念のために伺いたいと思

います。

○説明員(宮崎清文君) 道路交通標識

につきましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

ましては、法律の根拠に基づき

その家族のうちの一名がキヤルネの手

交を受けましてそれに従って入って

る。家族につきましては、これはその

家族のうち以外に運搬する者があつ

て、まあ同行していろいろ旅行する際

にその者が運搬するというような場合

には、それが正式に入ってまいりまし

た者から権限を与えられた者と認める

ことが出来るわけでありまして、通常

たとえば三人家族の場合にはキヤルネ

が三つというところに入ってくるわけ

でございます。

○二宮文造君 その辺わからなかった

のですが、どういふことですか。正規

の運搬免許証を持っている人が三人

入ってきた、一家族で……。

○説明員(徳久茂君) 運搬免許証につ

いては、それぞれの運搬免許証に従っ

てそれぞれが国際運搬免許証を持って

おります場合には、それを認めるわけ

でございます。

○二宮文造君 認める。三台、よろし

いということですか。

○説明員(徳久茂君) 三台一緒に入っ

てきます場合には三台を認める。

○二宮文造君 いわゆる正規の国際運

搬免許証を持っている人一人について

一台認める、こういう簡単な判断でよ

ろしいのですか。

○説明員(上林英男君) この条約は、

自家用自動車の一時期輸入につきまし

てキヤルネを持ってまいりました場合

に、これを無税通関いたすわけであり

ます。したがって、自家用車とい

う範疇に属します限りにおきまして、

この条約の適用を認めるということに

なるわけでございます。

○二宮文造君 もう少しはっきり言っ

ていただきたいのですがね。すべての

条件を備えておれば、一家族で入っ

てきても、それが三人であれば三台認

めるといふことになるのですか。

○説明員(上林英男君) その判断は、

先ほど申し上げましたように、自家用

車であるかどうかの判断にかかるわけ

であります。したがって、たとえ

ば向こうで三人家族の人が一台ずつ自

動車を持っておつて、その自動車がす

べてその人の自家用車に使われてお

るということが判断されます場合には、

三台輸入されるということもあるわけ

でございます。

○二宮文造君 くだいようござい

ますが、自家用車であるという判断は

どういふ条件で判断されますか。

○説明員(上林英男君) 自家用と申し

ますのは、もっぱらその人の個人的使

用に供するものであるというふうにと

考えるわけでありまして、したがって、

その人自身の個人的な使用に使われ、

かつこの条約におきましては、もちろ

ん有償または無償で貸したり、商業上

または産業上の輸送に供してはいけな

いとか、そういうような規定もござい

ますが、この自家用という意味は、

その人の個人的な使用に供するという

基準によるものでございます。

○二宮文造君 それでは、購入年月日

とか、それから登録年月日とかいふも

のは判断の材料にはならないんです

か。もっぱらそういう抽象的な感じの

ものですか、条件は、具体的には何か

条件がありますか。

○説明員(上林英男君) 自家用という

概念は、結果的に自家用であるかど

うかというものを判断するものもござ

いますわけでございます。これは、確

かにその人が向こうで自動車を持って

おつた、かつ使つておつた。それは確

かに自家用でございます。しかし、日

本へ入りましてからしばらくは自分で

使つておつたが、よその人に使わせ

た。こうなりますと、自家用でなくな

るわけでございます。したがって、ま

して、自家用の判断基準というものは、

そういうような御本人の意思、それか

らさらに、その後の事実というものに

よって変わるわけでございます。普

通の常識的なその人の個人的な使用に

供するといふ概念で判断をしていくと

いうことになるかと存じます。

○二宮文造君 私が問題にしておるの

は、入るときの問題でして、入つてか

らの問題はまだ聞いておらないわけ

です。入るときの問題をいま問題にし

ておられるわけですか。

○説明員(上林英男君) この条約その

他こういう法律を運用いたすにあたり

ましての心がまえをいたしましては、

寛政よろしきを得てと申しますか、

国際的な観光旅行をお互いに促進する

という意図でございまして、人々を

見ればどうしようと思ふという観念で、

税関は各当事者をやれというふうには

指導いたさないつもりでございます。

したがって、たとえば三人家族で

入つてきて、おのの運搬免許証を持

ち、それがしかるべきものであると判

断されるような場合であれば、個人の

な使用と考へて税関も認めることにな

るかと思ひます。ただ、あまりに不当に

たとへば台数が多かった。どうも個人

的使用に供するものと常識的には考へ

られないといふような場合には、この

条約の適用を認めないといふこともあ

るかと思ひます。その問題はそこまで

に

しておきまして、あとそれが入ってから条件に違反しているということがわかって輸入税を徴収します場合に、その対価はどういうふうに見積もられますか。

○説明員(上林英男君) これは通常の場合の関税等に相当する額を徴収するわけでございます。関税額はCIF価格に、車種によりまして三五%、四〇%というふうに加えております。それにさらに物品税を加えて徴収をいたすことになるわけでございます。

○三宮文造君 入ったときは新車です、それが減価を受けたときは半年後ないし十ヵ月後ということになりますと、その対価はどうなりますか。

○説明員(上林英男君) これは自家用に使うということを条件にいたしましたので免税にいたしているわけでございます。したがって、その条件に違反をいたしました、入ったときの値段を基準にいたしまして課税いたすのでございませう。

○三宮文造君 もう一つ、贈与の形をとったときはどうなりますか。

○説明員(上林英男君) これも同様でございます。自家用という条件で入れるわけでございますから、他人に譲渡するとか贈与するとかということは、もちろんその本来の趣旨に反するわけでございますから、同様でございます。

○三宮文造君 その税の支払い義務者は、やはり輸入者ですか、自家用車の所有者ですか、それとも贈与を受けた人ですか。

○説明員(上林英男君) 譲渡または贈与をいたしました人、それから譲り受けました人のいずれかの人から徴収する

ることになります。

○三宮文造君 これは希望ですが、どうも最初の話は、乱用されるような危険性を持った内容の答弁なのですが、この点について特に留意していただきたいと思ひます。

○羽生三七君 先ほど国際法と国内法の関係で、よその国でそういう事例はなかったかというときに、外務当局はいとも簡単に、そういうことは聞いたことがないという話ですが、そういうことを関係当局で調べたことはないのですか、外務省以外で。国内法制定等について、あるいはこの条約の批准に關連して、何かそういうことについて御研究になったとかお調べになったことはありますか。

○説明員(力石健次郎君) この条約に入るにつきては、日本の国内法を直さなければならぬという点はあるわけでございます。そして、それは関係の法律になつていま本国会に出されてあるわけでございます。それ以外に特別に国際法と国内法の抵触の問題というものはないと存じます。

○委員長(黒川武雄君) ほかに御質問ございませんか。

○曾根益君 二宮委員から御質問になった点の答弁が、ちょっと僕らはあやふやに思ふのですが、カルネというのは、一つは人間に主として出すんだらうけれども、同時に、カルネの中には、やはり自動車に即して出すのではないか。つまり、何台入れられるかな

んというようなことは、税関当局が、人を見たらどうしようと思ふというような方式でなく、寛厳よろしきを得て判断するということだと、判断の幅が広過ぎると、いろいろ問題を起す。いい悪いは別として、カルネというものは、人間とプラス、その人が持っている車というものを証明する証明書だと思ふ。だから、証明書を信頼するかしないかという一応の形式判断で、あとの乱用の場合はどうするかということではないじゃないか。そうでないと話はおかしくなってくる。裁量の余地があまり大き過ぎるということでは、ある意味で警戒を要するのではないかと思ひますが、どうなのですか。そのところがわからない。

○説明員(徳久茂君) キャルネは車一台について一通出るわけでございます。そして、そのキャルネの中に、こういう車を使うのだというこまかいことが書いてあるわけでございます。

○曾根益君 だから、結果的に見ると、条約の精神からいへば、乱用の取り締まりは別で、一応カルネを信用して、一枚につき一台を入れるということとで、あとの乱用の場合どうするかというところは別の問題だ。自由化の際の裁量の余地はない。カルネは一応認めますということではなければ、話の筋は通らない。そういうことですか。

○説明員(徳久茂君) さようでございませう。

○委員長(黒川武雄君) 他に御発言もなければ、両件に対する質疑は尽きたものと認めて、御異議ございませんか。

○委員長(黒川武雄君) 御異議ないと認めます。

認めます。

まず、道路交通に関する条約の締結について承認を求めるの件について討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(黒川武雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。本件全部を問題といたします。本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(黒川武雄君) 全会一致でございます。よつて本件は、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(黒川武雄君) 次に、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件につきまして、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(黒川武雄君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。本件全部を問題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(黒川武雄君) 全会一致でございます。

でございます。よつて本件は、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたいと存じます。御異議ございませんか。

○委員長(黒川武雄君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(黒川武雄君) 連記を起し本日は、この程度で散会いたします。

午後十一時三十三分散会

四月九日本委員会に左の案件を付託された。

一、経済協力開発機構条約の締結について承認を求めるの件(予備審査のための付託は二月十四日)

四月十日日本委員会に左の案件を付託された。

一、日韓政治会談即時中止に関する請願(第一五七三号)(第一五七四号)(第一五七五号)(第一五七六号)(第一五七七号)(第一五七八号)(第一五七九号)(第一六二二号)

第一五七三号 昭和三十九年三月三十一日受理

日韓政治会談即時中止に関する請願 請願者 福島県白河市大工町

池田礼子外二十六名
紹介議員 大河原一孝君
この請願の趣旨は、第一三四七号と同じである。

第一五七四号 昭和三十九年三月三十一日受理
日韓政治会談即時中止に関する請願
請願者 東京都文京区元町一ノ六 三浦静男外七十二名

紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一三四七号と同じである。

第一五七五号 昭和三十九年三月三十一日受理
日韓政治会談即時中止に関する請願
請願者 千葉市刈田子町一八ノ一九 上野芳雄外四十五名

紹介議員 柳岡 秋夫君
この請願の趣旨は、第一三四七号と同じである。

第一五七六号 昭和三十九年三月三十一日受理
日韓政治会談即時中止に関する請願
請願者 新潟市中山一〇一 小柳健二郎外百四十名

紹介議員 武内 五郎君
この請願の趣旨は、第一三四七号と同じである。

第一五七七号 昭和三十九年三月三十一日受理
日韓政治会談即時中止に関する請願
請願者 長野市吉田 松原久三 外百八名

紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一三四七号と同じである。

第一五七八号 昭和三十九年三月三十一日受理
日韓政治会談即時中止に関する請願
請願者 三重県津市半田 岡本 由美外三名

紹介議員 大倉 精一君
この請願の趣旨は、第一三四七号と同じである。

第一五七九号 昭和三十九年三月三十一日受理
日韓政治会談即時中止に関する請願
請願者 札幌市北一条西七 星野健三外十九名

紹介議員 横川 正市君
この請願の趣旨は、第一三四七号と同じである。

第一六二二号 昭和三十九年四月二日受理
日韓政治会談即時中止に関する請願
請願者 東京都中野区神明町六〇 黒沼貫司外四十二名

紹介議員 久保 等君
この請願の趣旨は、第一三四七号と同じである。

昭和三十九年四月二十日印刷

昭和三十九年四月二十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局